

施策3-1 地域自治活動および市民活動

主担当：市政戦略部／コミュニティ推進課

この施策の目標

まちづくりに関する基本的な理念や制度を定める自治基本条例（仮称）を制定します。また、地域の主たる自治の担い手としての住民協議会の設立を推進し、ここを核とした地域の個性を生かしたまちづくりとともに、多様な市民活動団体の連携による個性的で活力あるまちづくりを目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
住民協議会の設立	15 地区	43 地区

この施策の現状

- 市民の権利や役割、市の責務を明らかにすることによって、松阪市にふさわしい市民主権の自治の実現を図るために、市民とともに自治基本条例（仮称）の制定に取り組んでいます。
- 平成24年4月からの住民協議会を核としたまちづくりを目指して、各地区で住民協議会設立に向けた準備会や勉強会が実施されています。また、住民協議会への支援等の仕組みを構築するための検討を行っています。
- 市民活動を支援するために市民活動センターが設置され、スキルアップやネットワークの構築がなされています。

この施策の課題

- 住民協議会や自治基本条例（仮称）の制定と運用について、行政と市民がともに議論し、ともに理解を深め、一体となって取り組んでいく必要があります。
- 地域が主体となった地域づくりを実現するために、住民協議会に対する支援や、住民協議会と行政の連携の仕組みを構築することが必要です。
- 市民活動を推進するために、人材の育成や活動団体相互の連携が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 自治基本条例（仮称）の制定・運用

自治基本条例（仮称）の制定に取り組むとともに、制定後はその適切な運用を行うことにより、本市にふさわしい自治の実現を図ります。

○ 地域主体のまちづくりの実現

地域の身近な課題の解決や、それぞれの地域が個性を生かしたまちづくりを行うための組織である住民協議会の設立を推進し、市民と行政との協働による地域主体のまちづくりを実現します。

《主要施策》

○ 市民活動の推進

市民が持つまちづくりに対する知識やスキルの向上を推進するとともに、市民活動団体の支援および市民活動のネットワークを拡充し、市民活動の活性化を図ります。

○ 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティでの自治活動を活性化させるために、集会施設の設置・充実に對する支援および地縁団体の法人化の推進、ならびにその活動への支援を行います。

この施策の目標

「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などあらゆる差別をなくすために、人権教育や人権啓発に取り組んでいますが、今もなお人権侵害が発生しています。
- 平成 19 年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査では、差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人が 20.4%あり、その理由は右記のとおりとなっています。
- 身近な通信手段となったインターネット・携帯サイトにさまざまな人権侵害の書き込みが見受けられます。
- 全国の自殺者数は、平成 10 年から 13 年連続して 3 万人を超えており、深刻な社会問題となっています。

学歴	13.9 %
女性であること、男性であること	13.9 %
母子・父子家庭、両親なし	8.6 %
職業	7.9 %
収入・財産	6.3 %
思想・信条	5.5 %
身体の障がい	4.5 %
病気	4.5 %
同和地区出身	4.1 %
その他	18.1 %
無回答	12.7 %

この施策の課題

- 人権が尊重される明るい社会の実現のため、幅広い年齢層に効果的かつ効率的な啓発活動を推進する必要がある、その手法については、常に検討しながら、よりよい方法を模索していかなければなりません。
- 多様化する人権問題に対応するため、人権啓発の拠点施設として、人権センターの設置の検討が求められているとともに、相談窓口の充実に取り組む必要があります。
- 自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの社会的な要因が関係していることを踏まえ、関係機関と連携し、自殺防止対策の推進に取り組む必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 人権尊重のまちづくりの推進

市民意識調査の実施によりさまざまな課題を把握し、人権施策の基礎的資料として活用するとともに、人権施策を効果的かつ総合的に推進するため、市民、NPO・団体等の多様な主体と参画・連携・協働を図り、人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。

○ 人権意識の高揚

市民の学習活動のリーダー（指導者）の養成を行うとともに、家庭や職場、地域などさまざまな場面で発生するあらゆる差別をなくすため、保育園・幼稚園・学校・行政・地域・事業所・NPOなどが一体となった組織的・計画的な人権教育・啓発に取り組みます。

○ 人権擁護・救済の仕組みの構築

相談窓口の充実を行うとともに、個別の専門相談機関やNPO等によって構成される人権相談機関ネットワークを構築します。

《主要施策》

○ 多文化共生社会の実現

お互いの文化、習慣の違いを理解しあい、外国人住民と信頼関係を築くため、官民協働による「多文化共生ネットワーク」の充実を図ります。

○ 心のバリアフリーの推進

障がいの有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性をお互いに尊重し、偏見や差別の解消に努め、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりを推進します。

○ 人権センターの設置

人権センターの設置については、「人権センター設立の基本方針」の答申および市民の意見を踏まえたなかで、既存の施設の活用など含めて総合的に判断し、方向性を検討していきます。

○ 自殺防止対策の推進

自殺防止対策として、関係機関と連携し、街頭啓発や講演会等による啓発を行うとともに、相談員の人材育成や相談窓口の充実に取り組みます。

[関連する計画]

- ・松阪市人権施策基本方針（平成21年7月）
- ・松阪市人権施策行動計画（平成22年9月）

[関連する施策]

- ・施策2-5 人権教育（P.54）
- ・施策3-5 観光・交流（P.70）「多文化共生社会の推進」

施策3-3 男女共同参画社会の形成

主担当：生活部／男女共同参画室

この施策の目標

「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」に基づいて、市民一人ひとりが、男女共同参画社会についての理解を深め、市民、事業者および行政が一体となって、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
市の審議会等委員の女性委員の平均登用率	24.1%	30%

この施策の現状

- 男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業者・市が協働で施策を進めることが重要であり、市民・事業者に啓発をしていますが、生活や考え方に根深く残る意識を変えることは困難な状況です。

この施策の課題

- 市の審議会等における男女共同参画の推進のため、女性委員の登用を積極的に進める必要があります。
- 市民や事業所等への啓発活動については、地域や民間団体と連携しながら、より効果的かつ効率的な周知方法により積極的に取り組む必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 市民意識の啓発

男女共同参画の視点が定着するよう市民意識の醸成のため、市民との協働による「松阪フォーラム」の開催、情報紙「ひまわり」の発行、各地域における「さ・し・す・せセミナー」の開催、事業所訪問などにより、広く市民に啓発をしていきます。

○ 男女共同参画プランの策定

男女共同参画の総合的、具体的な施策を推進するために、平成 22 年度に実施した「男女共同参画市民意識・実態調査」などの市民の意見を踏まえ、新しい「松阪市男女共同参画プラン」を策定します。

《主要施策》

○ 政策・方針決定過程における男女共同参画の実現

市の審議会等における女性委員の平均登用率の目標値を 30%に定め、女性委員の登用を積極的に進めます。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業所訪問や関係機関との連携により、性別に関係なく、個性や能力が発揮できる労働環境の整備が図られるよう取り組みます。

○ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

働く女性が増えるなか、仕事と家庭生活を両立するため育児や高齢者の介護体制の充実を推進するとともに、地域社会への共同参画を促進します。

○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努め、防犯対策等の環境整備を推進します。

○ 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

関係機関と連携し、学校教育を通じて男女平等教育を充実し、社会における男女平等の意識を高めるための学習機会の提供に取り組みます。

[関連する計画]

- ・松阪市男女共同参画プラン（改訂版）（平成 19 年 12 月）

この施策の目標

生活交通の確保、交通利便性の向上および交流活動の活性化を目的とした、地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムの実現と、地域公共交通システムのネットワーク化を図り、市民、事業者、行政が協働し「みんなで守り、育てる」持続可能な地域公共交通を目指します。

この施策の現状

- マイカーを中心とした生活スタイルの進展、バス路線の沿線地域の人口減少などにより、公共交通の利用は恒常的な低下傾向に陥り、規制緩和等による影響も含め、民間の運営する公共交通の減便や廃止が進んでいます。
- 高齢化の進展により、高齢者をはじめとした交通弱者の増加や送迎の負担が増しており、とくに中山間の過疎地域等における生活交通の確保が重視されています。
- そこで、地域の公共交通を維持するため、市では「コミュニティ交通」などの地域公共交通を運営していますが、停滞する経済状況のなか、財源の捻出等について苦慮する状況となっています。
- 市民の安心・快適な生活に対して公共交通への重要性が再認識されつつあり、地域における交通を自ら守り、確保しようという動きがみられます。

この施策の課題

- 民間バス路線を生かした公共交通ネットワークの構築により、市域のすべての公共交通において乗り継ぎ機能などを備えた利便性の高い路線の構築が求められています。
- 中山間部の高齢化が進む過疎地における通院、買い物などの日常の生活における移動手段の確保が求められています。
- 市が運営する「コミュニティ交通」について、運行形態の変更を含めた効果的・効率的な運行の実現と、バス路線を地域が支える仕組みが必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 松阪市地域公共交通システムの推進

地域公共交通における国・県・市・事業者・市民がそれぞれの役割を踏まえ、松阪市地域公共交通システムの基本方針に沿った取り組みを推進します。

○ 路線評価システムの確立

すべての路線で使用可能な個別路線の評価システムを確立し、地域がコミュニティ交通を支える仕組みを確立します。

○ 地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化

コミュニティ交通を守り育てる市民組織を充実するため、地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化を図ります。

《主要施策》

○ 乗り継ぎ機能の充実と利便性の向上

公共交通のネットワーク全体としての利便性の向上を図るため、交通結節点における乗り継ぎ機能を充実します。

○ コミュニティ交通の運行の見直し

地域間のアクセスの維持を図るとともに、コミュニティバス路線の利用状況に応じた効果的で効率的な運行形態の見直しを行います。

○ コミュニティ交通の新規路線敷設

松阪市公共交通システムの基本方針に沿って、交通空白地域における新規路線の敷設に地域住民の参画型協働事業として取り組みます。

○ 啓発事業によるコミュニティ交通の利用促進

コミュニティ交通に対する地域住民の意識を高め、公共交通の利用促進を図るため、住民、市のそれぞれの立場から創意工夫を凝らした啓発活動を進めます。

○ 海上アクセスの利用促進

運航事業者や関係団体と連携して、中部国際空港海上アクセスの利用促進を図るとともに、旅客ターミナル施設の適切な維持管理に努めます。

[関連する計画]

- ・松阪市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（平成 20 年度～平成 22 年度）
- ・松阪まちなか再生プラン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

自然、歴史・文化、食を基軸とした地域の魅力を高める施策に取り組み、積極的な情報発信や観光客の誘致を行うとともに、国内および海外の都市のそれぞれが持つ魅力を生かした都市間の交流を進めることで、松阪市の魅力や活力を高め、人と人との交流を促進します。

また、多文化共生社会の実現や草の根の国際交流を推進することにより、市民の国際感覚を養い、松阪市の国際化を目指します。

項目	現状 (H21)	目標 (H25)
観光レクリエーション入込客数	2,195,455 人	2,415,000 人

この施策の現状

- 各種メディア等での情報発信や観光 PR、各種協議会・団体との連携を図りながら観光施策の推進を行っていますが、近隣観光地との競合や観光客のニーズも多様化してきており、平成 17 年度以降の観光入込客数は横ばい状態です。
- 交流においては、児童・生徒を中心とした中国無錫市濱湖区との友好都市交流活動や、国内において歴史的なつながりや学校間の交流など多方面の交流が行われています。
- 外国人住民の増加や在住期間の長期化にともない、行政サービスの対応は多様化しています。

この施策の課題

- 県内で 2 番目に広大な市域のそれぞれの地域が持つ魅力や特性を、多方面へ効果的に情報発信するとともに、それぞれの観光資源の価値を高め、観光客が回遊する仕組みを構築する必要があります。
- 国内や国外の都市間の交流においては、それぞれの多様な文化を知り、特性を生かした活動が必要となっています。
- 多文化共生においては、外国人住民のニーズの把握はもちろんのこと、市民のニーズを把握し、より一層の情報発信や支援等を行う必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 知名度の向上

大都市圏での観光キャンペーンを行うとともに各種メディアや情報ツールを活用した観光PRを行います。

○ 観光・ブランドをツールとした地域の魅力向上

「松阪牛」、「松阪もめん」、「深蒸し煎茶」など既存のブランドを活用するとともに、松阪の持つ魅力を新たにブランド化する取り組みを進めます。

○ 多文化共生社会の推進

松阪市の国際化を図るため、松阪市国際化推進計画に沿った事業を展開します。

《主要施策》

○ 観光資源の発掘、活用、創造による交流人口の増加

国史跡となった「松坂城跡」など松阪市の持つ歴史・文化・自然を活用した魅力ある観光地を創造していきます。

○ 観光担い手の育成

観光施設などのハード面の整備とともに、お客様のニーズをとらえた観光情報案内などのソフト面での魅力を発揮できるよう各種団体との連携を深めます。

○ 国際・国内交流の推進

国内および海外の都市と交流を進め、お互いの理解を深めます。

[関連する計画]

- 松阪まちなか再生プラン（平成22年度～平成24年度）
- 松阪市国際化推進計画（平成19年3月策定）

[関連する施策]

- 施策2-5 人権教育（P.54）「外国人児童生徒教育の充実」
- 施策2-6 文化振興（P.56）
- 施策3-2 人権の尊重（P.64）「多文化共生社会の実現」

この施策の目標

松阪市の魅力を次世代に伝えていくために、松阪市全体のまちづくりを考えながら、地域に入り広く市民の意見を聴き、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進め、松阪市の新たな歴史の1ページとなる都市づくりを目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
松阪まちなか再生プラン 60 項目の施策着手数	28 項目	60 項目

この施策の現状

- 松阪市には、線引き都市計画区域（松阪・嬉野都市計画）と非線引き都市計画区域（三雲都市計画）が存在しており、一体の都市として整備・開発および保全していくための枠組みが整っていません。
- とくに、非線引き都市計画の三雲管内では、土地利用に対する規制が非常に緩やかであるため、計画性のないミニ開発が進行し、農地と宅地が混在した集落地が増えています。
- 松阪駅を中心とした中心市街地では、空き店舗や空き家の増加、大型店の閉店、郊外への人口の流出や高齢化の進展、交通量の減少などの空洞化と衰退が進んでいます。

この施策の課題

- 松阪市の都市計画区域の一本化を図り、一体の都市として秩序ある市街地を形成するために、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 松阪駅を中心とした中心市街地のまちづくりを進めるため、市民、商業者、各種団体などと連携した取り組みを行う必要があります。
- JR 松阪駅前の玄関口である駅前広場を「松阪の顔」にふさわしいリニューアルやユニバーサルデザインに配慮した整備を行うことが求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 都市計画区域の統合

松阪市の都市計画区域の一本化を図るため、公聴会等を開催し都市計画法に基づく手続きを行います。

○ 松阪まちなか再生プランの推進

「松阪まちなか再生プラン」に掲げる 60 項目の具体的施策を実行するため、市民、商業者、各種団体、行政等が連携しながら、実現に向けた取り組みを進めます。

○ JR 松阪駅前広場の整備

JR 松阪駅前広場整備を進めるにあたっては、市民の意見を反映した整備に取り組みます。

《主要施策》

○ 都市計画施設等の見直し

統合した松阪都市計画のもと、計画の決定から長期にわたり未整備となっている、都市計画道路等の都市施設を見直します。

○ 緑の基本計画の策定

統合した松阪都市計画の緑地の保全や緑化の目標、都市公園の整備方針、緑化の推進の方針などについて定めるため、緑の基本計画を策定します。

〔関連する計画〕

- ・松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- ・松阪まちなか再生プラン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。

とくに、城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全に努めます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
景観重点地区の指定	指定なし	3 地区

この施策の現状

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まち並みを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちの景観を損ねる状況がみられます。

この施策の課題

- 景観計画重点地区（候補）に、歴史的まち並みに調和しない建築物等が建設されないように、重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・誘導を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 歴史文化的景観形成の推進

良好な景観の形成がとくに必要な重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を重点地区に指定します。また、重点地区の景観形成等に補助金制度を創設し、歴史的まち並み景観の保全に取り組みます。

【候補地】松坂城跡周辺地区、通り本町・魚町一丁目周辺地区、商人町・職人町地区、射和・中万地区、市場庄・六軒地区

○ 美しい都市景観づくりの普及・啓発

市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり教育に取り組むとともに「景観シンポジウム」を開催します。

《主要施策》

○ 景観計画等の推進

景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を推進し、積極的に良好な景観への誘導を図ります。

○ 屋外広告物の規制誘導

歴史文化的景観を保全するため、重点地区において屋外広告物の独自条例の制定に向けて検討していきます。

[関連する計画]

◦松阪市景観計画（平成 20 年度～）

[関連する施策]

◦施策 2-6 文化振興（P.56）